

必ず
お読み
ください!

事業系ごみの 分け方・出し方

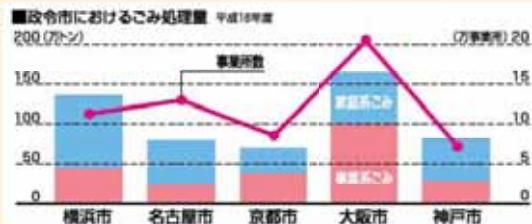
いいの
まままで
ですか？



毎日発生するさまざまなごみ。
あなたの会社ではごみをどのように
処理していますか?
事業者の方は、事業活動で生じたご
みを責任をもって適正に処理する必
要があります。
事業者の責任ってなに?
適正な処理ってどういうこと?
このパンフレットをご覧いただき、事
業活動で生じたごみの処理について
考えてみましょう。

事業者のみなさまへ

大阪市における 事業系ごみの現状



大阪市は、事業所数及び人口1万人あたりの事業所数(人口に対する事業所の割合)、昼間流入人口(昼間人口増加率)各々が政令指定都市で最も多くなっています。(※1)

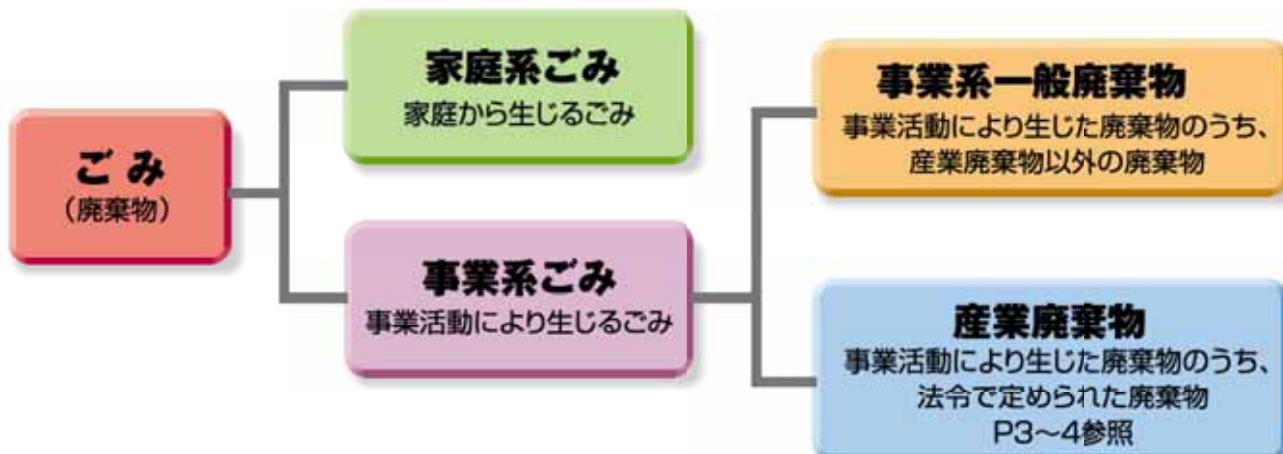
このような地域的特徴を反映して、ごみ処理量に占める事業系ごみの割合が約6割に達しており、全国平均の約4割を大きく上回っています。(※2)

こうしたことから、**事業系ごみの減量はたいへん重要な課題です。**

- (※1)…●大阪市の事業所数 20.3万力所 (2位 名古屋市 12.9万力所)
●人口1万人あたりの事業所 783力所 (2位 名古屋市 586力所)
●大阪市の昼間人口 358万人 昼間人口増加率 138% (2位 名古屋市 昼間人口252万人 昼間人口増加率115%)
〔総務省統計局資料(事業所数:平成16年度事業所・企業統計調査 人口:平成17年国勢調査)より抽出〕
- (※2)…大阪市 61.0% 全国平均 43.4% (平成16年度実績)

事業系ごみてなに?

ごみには家庭から生じるごみ(家庭系ごみ)と事業活動により生じるごみ(事業系ごみ)があり、事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



※このほか、爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する一般廃棄物又は産業廃棄物は、それぞれ**特別管理一般廃棄物**、**特別管理産業廃棄物**に分類されます。

事業者の責任ってどういうこと?

さまざまなごみによって私たちの生活環境に影響が及ばないよう、法律などでごみを出す者(事業者)が守らなければならぬことが定められています。

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、処理しなければなりません。

●事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。(廃棄物処理法第3条第1項)(市条例第4条第2項)
(「事業者」とは、事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけではなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など公共公益事業等を営む者も含まれます。)

●事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進すること等により減量をしなければなりません。(市条例第4条第1項)

●事業者は、廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、本市の施策に協力しなければなりません。(市条例第4条第4項)

(廃棄物処理法) = 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

(市条例) = 「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」

事業系ごみを適正に区分するには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を各々適正に保管するスペースが必要です。また、各々を適正に処理するには、相応の処理費用が必要です。

【参考】循環型社会形成推進基本法における、ごみ処理の優先順位

- [1]発生抑制(リデュース)……… ●まず、生産・流通・消費の各段階から、ごみの発生を抑制する取り組みを行います。
- [2]再使用(リユース)……… ●リターナブルびんのようにそのまま使えるものは何度も再使用します。
- [3]再生利用(リサイクル)……… ●再使用できないものは、原材料として利用します。
- [4]熱回収(サーマルリサイクル)… ●再生利用できないものは、燃やしてその熱エネルギーを利用します。
- [5]適正処分…………… ●以上の取り組みの後、最終的に排出されるごみは適正に処分します。

この3つの取り組みを「3R」といいます。
積極的に取り組みましょう。

適正な区分とはどういうことでしょうか? 次のページをご覧ください。 ➔